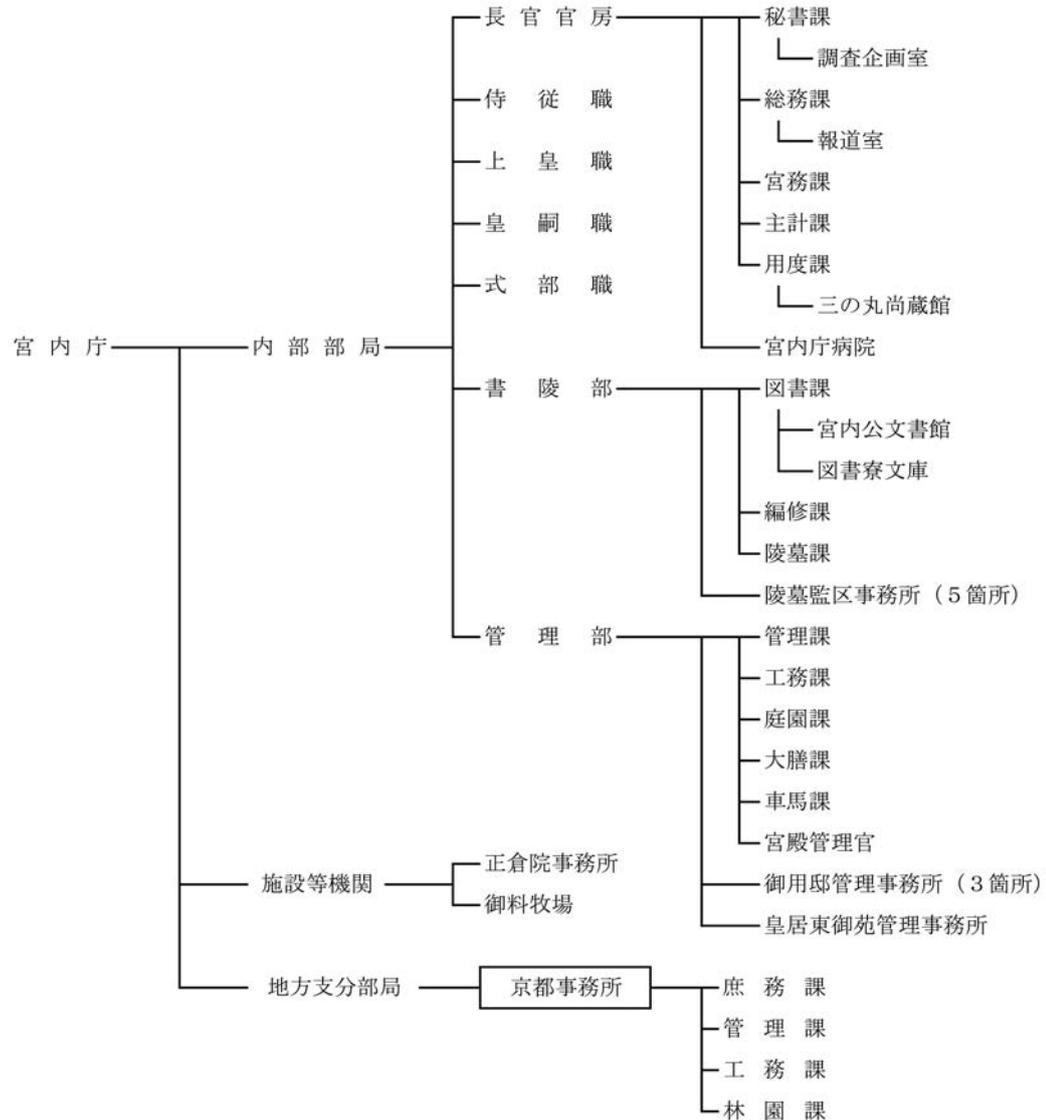


I 宮内庁京都事務所の概要

組織及び所掌

宮内庁京都事務所は、地方支分部局として京都市に置かれ、京都御所・京都大宮御所・京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮、正倉院及び桃山・月輪・畝傍・古市各陵墓監区の陵墓など国有財産の管理等の事務をつかさどる機関である。

○宮内庁組織図（令和4年4月1日現在）



【参考】

宮内庁法（昭和22年4月18日法律第70号）

第一条 内閣府に、内閣総理大臣の管理に属する機関として、宮内庁を置く。

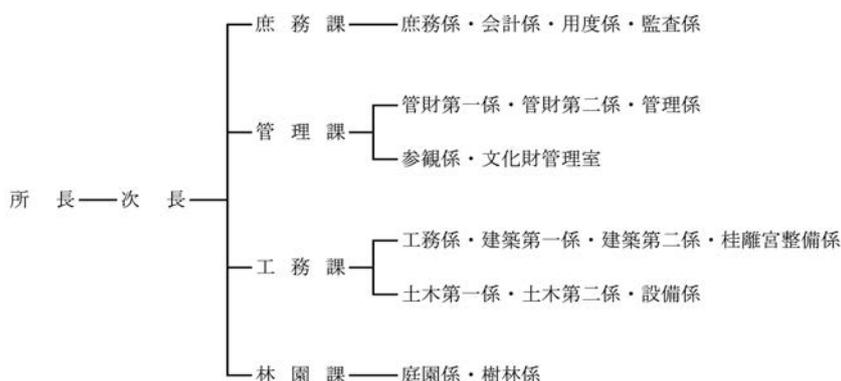
2 宮内庁は、皇室関係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどり、御璽国璽を保管する。

第十七条 宮内庁に、地方支分部局として京都事務所を置く。

2 京都事務所は、内閣府令の定めるところにより、宮内庁の所掌事務の一部を分掌する。

3 京都事務所の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

○京都事務所組織図



京都事務所は、所長、次長のもとに庶務課・管理課・工務課・林園課の4課が置かれ、それぞれに課長を配置し、その所掌に属した事務を行っている。京都事務所の主要な職掌は以下の3点である。

- 1 京都御所ほか、京都に所在する御所・離宮等（関連する物品も含む）について直接に管理、活用する。
- 2 富山・岐阜・静岡県以西の西日本に所在する宮内庁関係の施設（上記1の他、陵墓・正倉院等。但し、御用邸を除く）につき、管財業務、営繕業務、設備関係・樹林関係等の業務を行う。また会計・契約事務を行う。
- 3 皇室にとって特別に由緒のある関西地区において、皇室御交際の結節点となる。

【参考】

京都事務所の所掌事務を定める内閣府令（昭和55年6月30日総理府令第30号）

（所掌事務）

第一条 京都事務所は、京都御所、京都大宮御所、京都仙洞御所、桂離宮、修学院離宮その他の京都市に所在する宮内庁所管の施設、正倉院及び陵墓（山形県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県に所在する陵墓を除く。第二号において同じ。）に関する長官官房及び管理部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 二 物品（正倉院及び陵墓の物品を除く。）の管理に関すること。
- 三 皇室用財産その他の行政財産を管理すること。
- 四 工事の監査に関すること。
- 五 建築、土木その他の工事に関すること。
- 六 水道、電気、ガスその他の設備に関すること。
- 七 庭園及び樹林に関すること。

宮内庁組織規則（昭和55年6月30日総理府令第31号）

第三章 京都事務所

（位置）

第十四条 京都事務所は、京都市に置く。

（所長及び次長）

第十五条 京都事務所に、所長及び次長一人を置く。

- 2 所長は、所務を掌理する。
- 3 次長は、所長を助け、所務を整理する。

（分課）

第十六条 京都事務所に、次の四課を置く。

庶務課 管理課 工務課 林園課

- 2 各課に課長を置く。課長は、命を受けて、課の事務を掌理する。

沿革（概要）

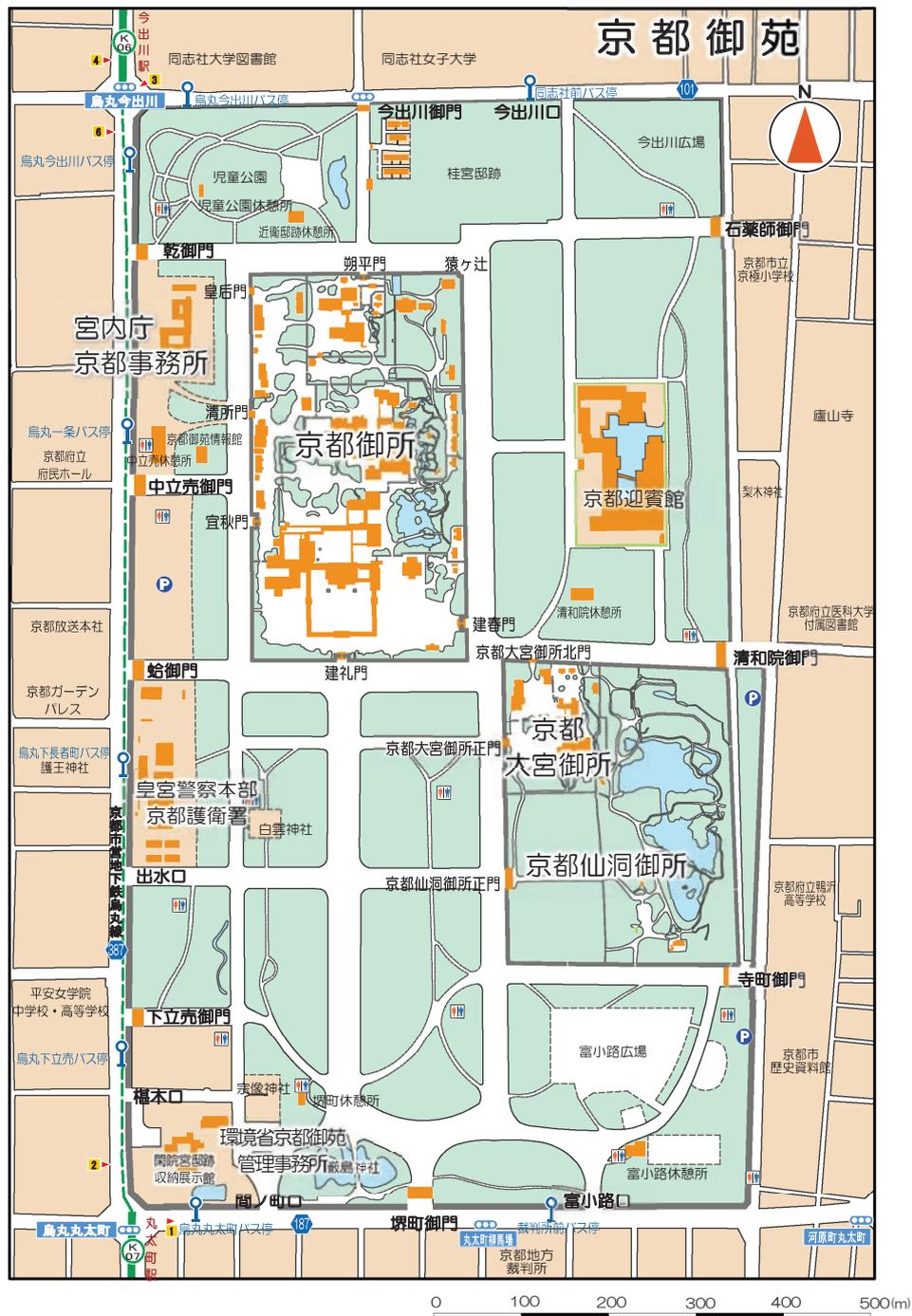
- ・明治2年（1869） 2月 京都に留守官を設置（東京遷幸に先立ち、設けた組織）
 - 同年 7月 宮内省を設置
 - 同年 8月 京都に留守宮内省を設置
 - ・明治3年（1870） 12月 留守官を留守宮内省に併合
 - ・明治4年（1871） 8月 留守官を廃止
 - ・明治16年（1883） 9月 京都に宮内省支庁を設置
 - ・明治19年（1886） 2月 宮内省支庁を廃し、主殿寮出張所を設置
 - 同年 6月 主殿寮出張所に皇宮警察官を配置
 - ・大正10年（1921） 10月 主殿寮廃止に伴い内匠寮出張所を設置
 - 同月 皇宮警察部出張所を設置
 - ・昭和11年（1936） 11月 宮内省京都地方事務所を設置
 - （所長、殿掌、庶務課、工務課、皇宮警察課を設置）
 - ・昭和15年（1940） 5月 皇宮警察課を警務課に改称
 - ・昭和22年（1947） 1月 警視庁皇宮警察部の発足により警務課が廃止
 - 同年 5月 宮内府京都地方事務所となる
 - （所長、庶務課、工務課を設置）
 - ・昭和24年（1949） 6月 宮内庁京都事務所となる
 - （所長、庶務課、工務課を設置）
 - ・昭和31年（1956） 6月 宮内庁京都事務所が地方支分部局と位置づけられる
 - ・昭和40年（1965） 4月 次長を設置
 - ・昭和41年（1966） 4月 林園課を設置
 - ・昭和44年（1969） 4月 管理課を設置
 - ・平成27年（2015） 4月 管理課に文化財管理室を設置
- （現在に至る）

所在地（位置図）

宮内庁京都事務所の所在地（京都市上京区京都御苑3）

京都事務所は、環境省所管の京都御苑内に所在する。京都御苑内には、そのほか京都御所、京都大宮御所、京都仙洞御所が所在し、また国の他の機関として環境省自然環境局京都御苑管理事務所、内閣府京都迎賓館、皇宮警察本部京都護衛署も所在している。京都御苑は、東西約700m、南北約1,300mの広大な敷地で、いつでも自由に出入りのできる国民公園であり、多くの方が訪れる憩いの場となっている。

京都御苑 略図



主な出来事（令和3年度）

月	日	行事等	その他施設関係
令和3年			
4	7	「京都御所 宮廷文化の紹介」（～4月11日） 参観者数 4,705人（5日間）	（R元年度より）京都御所清涼殿松皮葺屋根葺替に伴うその他整備工事（R1.9.3～R4.3.30）
	25	新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、京都御所通年公開並びに京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観を休止、併せて事前申請の受付休止（～5月11日）	（R元年度より）京都御所清涼殿松皮葺屋根葺替工事（R1.11.7～R3.9.10）
			（R2年度より）正倉院持仏堂本瓦葺屋根葺替その他整備工事（R2.7.22～R3.6.30）
			（R2年度より）京都御所第54号建物（御文庫）瓦葺屋根葺替その他整備工事（R2.10.7～R3.10.29）
5	12	新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、京都御所通年公開並びに京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観を休止を延長、併せて事前申請の受付休止を延長（～5月31日）	桂離宮御殿ほか整備工事（R3.5.11～R5.11.17）
6	1	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策をとった上、京都御所通年公開並びに京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観を再開し、併せて事前申請の受付再開	京都御所清涼殿障壁画保存工事（R3.6.5～R4.3.30）
	29	第10回御所・離宮懇談会（オンライン開催）	
7			修学院上離宮隣雲亭ほか柿葺屋根葺替その他整備工事（R3.7.22～R4.3.25）
8	20	新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、京都御所通年公開並びに京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観を休止、併せて事前申請の受付休止（～9月12日）	修学院離宮御三社谷防災整備工事（R3.8.7～R3.12.24）
			正倉院事務所ほか照明設備LED化工事（R3.8.11～R4.1.31）
9	13	新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、京都御所通年公開並びに京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観を休止を延長、併せて事前申請の受付休止を延長（～9月30日）	京都御所ほか障壁画修理工事（R3.9.25～R4.3.30）
10	1	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策をとった上、京都御所通年公開並びに京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観を再開し、併せて事前申請の受付再開	景行天皇陵護岸その他整備工事（R3.10.21～R4.3.25）
	18	桂離宮観月会 応募総数257人のうち当選者64人	
	27	第11回御所・離宮懇談会（オンライン開催）	
11	19	「京都御所 宮廷文化の紹介」（～11月23日） 参観者数 15,006人（5日間）	修学院上離宮土橋補修工事（R3.11.30～R4.3.30）
令和4年			
1	5	「京都御所 新春の展示」（令和4年 干支「寅」）について（～1月10日）	